

宇土市予定価格の積算内訳の事後公表に関する事務処理要領を次のように定める。

平成27年12月28日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市要綱第51号

宇土市予定価格の積算内訳の事後公表に関する事務処理要領
(趣旨)

第1条 この要領は、宇土市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務に係る入札契約手続のより一層の透明性を確保するため、予定価格の積算内訳の簡便な方法による事後公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」とは、宇土市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において「建設コンサルタント業務」とは、宇土市が発注する測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務等をいう。

3 この要領において「予定価格」とは、宇土市契約事務規則（平成14年規則第16号）第16条に規定する書面に記載された価格をいう。

4 この要領において「積算内訳」とは、競争入札等に付するとき定める予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）を明示したものをいう。

5 この要領において「事後公表」とは、積算内訳を契約の締結後に閲覧の方法で公表することをいう。

(事後公表の対象となる建設工事及び建設コンサルタント業務)

第3条 積算内訳を事後公表する対象は、宇土市公共工事等の情報の公表に関する要綱（平成12年告示第115号）第2条に規定する建設工事及び建設コンサルタント業務とする。

(事後公表する内容)

第4条 事後公表する内容は、書面（以下「積算内訳書」という。）の形態で表すものとする。

2 積算内訳書は、表紙と内訳書及び図面から構成し次のとおりとする。

(1) 表紙に記載する内容

- ア 工種、工事番号及び設計年月日
- イ 工事場所及び路線河川名
- ウ 工事名称及び設計金額
- エ 工事内容（施工理由及び事業概要）

(2) 内訳書の構成

- ア 施工経費総括表
- イ 本工事内訳表
- ウ 明細表、単価表等の積算根拠書類

(3) 内訳書に記載する内容

ア 直接工事費については、設計図書である本工事内訳表に記載する費目、各工種、種別、細別、規格の名称、単位、数量、単価、金額及び摘要とする。

イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、単位、数量、金額及び摘要とする。

(4) 添付する図面は、土木工事においては平面図及び標準横断図程度、建築関連工事においては配置図、平面図及び立面図程度とする。ただし、意匠等を含む部分は対象外とする。

3 建設工事及び建設コンサルタント業務において、前項各号により難しい場合は、設計図書として示す見積参考資料に記載する項目とする。

(事後公表の時期)

第5条 原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

(閲覧の期間)

第6条 閲覧ができる期間は、閲覧に供した日から翌年度末までとする。

(閲覧の場所)

第7条 積算内訳書を閲覧する場所は、建設工事及び建設コンサルタント業務の担当課（以下「担当課」という。）において行うものとする。

(閲覧の日時)

第8条 閲覧できる日は、宇土市の休日を定める条例（平成2年条例第25号）に定める日を除くものとする。

2 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、担当課長は、閲覧書類の整理その他必要がある場合には、その旨を閲覧場所に掲示し、臨時に休日を設定し、又は閲覧時間を短縮することができるものとする。

(閲覧の条件)

第9条 閲覧者は、積算内訳書を所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外に持ち出すことはできない。

2 積算内訳書を汚損し、又は毀損してはならない。

3 積算内訳書の複写等の便宜供与は行わない。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じない。

5 前2項の規定により難しい場合は、宇土市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく情報公開の手続によるものとする。

(閲覧の手続)

第10条 閲覧しようとする者は、担当課において積算内訳書閲覧申請簿（別記様式）に必要事項を記載して、係員の承認を得て行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

担当課名 _____

年度 No. _____

積算内訳書閲覧申請簿

番号	閲覧月日	住所又は会社名	氏名	備考
1	月 日			
2	月 日			
3	月 日			
4	月 日			
5	月 日			
6	月 日			
7	月 日			
8	月 日			
9	月 日			
10	月 日			
11	月 日			
12	月 日			
13	月 日			
14	月 日			
15	月 日			
16	月 日			
17	月 日			
18	月 日			
19	月 日			
20	月 日			